

三文書後の防衛装備移転政策

1

令和5年3月12日

慶應義塾大学 非常勤講師

森本 正宗

国家安全保障戦略

Ⅵ 我が国が優先する戦略的なアプローチ

2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

イ 自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化 (略)

さらに、同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく。そのために、日米韓、日米豪等の枠組みを活用しつつ、オーストラリア、インド、韓国、欧州諸国、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国、カナダ、北大西洋条約機構（NATO）、欧州連合（EU）等との安全保障上の協力を強化する。具体的には、二国間・多国間の対話を通じた同志国等のインド太平洋地域への関与の強化の促進、共同訓練、情報保護協定・物品役務相互提供協定（ACSA）・円滑化協定（RAA）の締結、防衛装備品の共同開発、防衛装備品の移転、能力構築支援、戦略的コミュニケーション、柔軟に選択される抑止措置（FDO）等の取組を進める。

Ⅶ 防衛装備移転の推進

防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる。こうした観点から、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する。その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について十分に検討する。また、防衛装備移転を円滑に進めるための各種支援を行うこと等により、官民一体となって防衛装備移転を進める。

考察

- ▶ 力による一方的な現状変更の抑止や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援は、防衛装備移転の主要な理由（のはず）
- ▶ 「安全保障上意義の高い装備移転」が円滑に行えていない
 - ▶ 「国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転」を急遽追加
 - ▶ そのままではウクライナを支援することができなかった
- ▶ 三原則や運用指針を「始めとする」
 - ▶ 三原則や運用指針「だけ」が見直しの対象ではないのは明白
 - ▶ 武器輸出管理制度は外為法体系全体を見渡す必要
- ▶ 具体的な見直しは次の課題に

Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

3 同志国等との連携

(略)

オーストラリアとの間では、・・・防衛装備・技術協力等を深化させる。

インドとの間では、・・・防衛装備・技術協力等を推進する。

英国、フランス、ドイツ、イタリア等との間では、・・・次期戦闘機の共同開発を含む防衛装備・技術協力、艦艇・航空機等の相互派遣等を実施する。

(略)

東南アジア諸国との間では、・・・地域の安定化を目指し、防衛力強化に資する防衛装備移転、能力構築支援等を実施する。

モンゴルとの間では、・・・防衛装備・技術協力を推進する。

国家防衛戦略

Ⅶ いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤

3 防衛装備移転の推進

防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる。こうした観点から、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する。その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について十分に検討する。また、防衛装備移転を円滑に進めるため、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行うこと等により、官民一体となって防衛装備移転を進める。

防衛力整備計画

Ⅶ いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤

3 防衛装備移転の推進

防衛装備移転については、同盟国・同志国との実効的な連携を構築し、力による一方的な現状変更や我が国への侵攻を抑止するための外交・防衛政策の戦略的な手段となるのみならず、防衛装備品の販路拡大を通じた、防衛産業の成長性の確保にも効果的である。このため、政府が主導し、官民の一層の連携の下に装備品の適切な海外移転を推進するとともに、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行っていく。

考察

- ▶ 各国ごとに防衛装備移転に対する関心
 - ▶ 「安全保障上の意義」を見出している
- ▶ （おそらくはじめて）防衛産業（防衛生産基盤）を我が国防衛に必須のものと位置付け
 - ▶ 基金の創設
 - ▶ 防衛産業政策としての防衛装備移転の側面も

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案

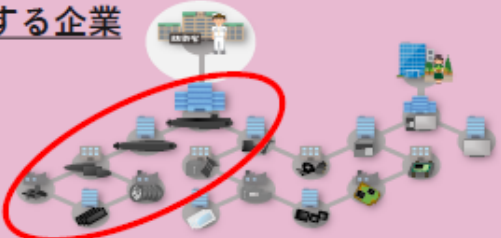
防衛産業の位置付け明確化 (第1条、第3条)

- ・ 装備品等の開発及び生産のための**基盤を強化**することが**一層重要**となっていることを**明確化**
- ・ 防衛大臣が**基盤の強化に関する基本方針**を定め、公表

サプライチェーン調査 (第8条) 対象：任務に不可欠な装備品を製造する企業

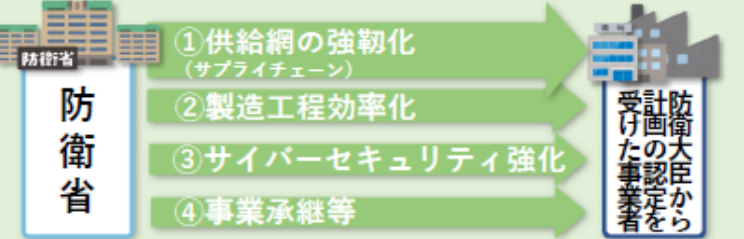
- ・ 調査により、防衛省が**サプライチェーンリスク**を直接把握
- ・ 企業は防衛省の調査に対して**回答の努力義務**

⇒調査の結果を以下の措置にも活用し、**基盤の強化**を図る



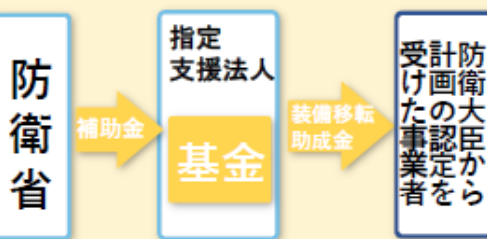
基盤強化の措置 (第4条～第7条)

対象：任務に不可欠な装備品を製造する企業
防衛装備品等の製造に資する企業の取組について、サプライヤーも含め、**経費を直接的に支払**。
⇒**様々なリスクへの対応**や**防衛生産基盤の維持・強化**



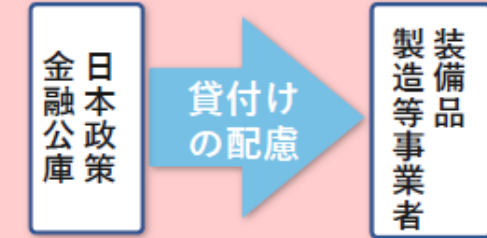
装備移転円滑化措置 (第9条～第25条)

対象：装備移転を行う企業
装備品等の**仕様・性能等**を**変更する費用**に対する**助成金**の交付




資金の貸付け (第26条)

対象：装備品を製造する企業



製造施設等の国による保有 (第29条～第33条)

対象：任務に不可欠な装備品を製造する企業
上記の措置を講じてもなお、他に手段がない場合、**国自身が製造施設等を保有**し、**企業に管理・運営**させることを可能とする。
⇒**企業の固定費負担等の軽減**を図りつつ、**国内基盤を維持**



装備品等契約における秘密の保全措置 (第27条、第28条)

装備品等の機微情報の**保全強化**



防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案（抄）

第一条 この法律は、我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、**装備品製造等事業者の装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要となっていること**に鑑み、装備品製造等事業者による装備品等の安定的な製造等の確保及びこれに資する装備移転を安全保障上の観点から適切なものとするための取組を促進するための措置、装備品等に関する契約における秘密の保全措置並びに装備品等の製造等を行う施設等の取得及び管理の委託に関する制度を定めることにより、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とする。

第三条 防衛大臣は、**装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針**（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 我が国を含む国際社会の安全保障環境及び装備品等に係る技術の進展の動向に関する基本的な事項
- 二 装備品等の安定的な製造等の確保を図るための国及び装備品製造等事業者の役割、装備品等の調達に係る制度の改善その他の装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な事項
- 三 装備品等の安定的な製造等の確保を図るための装備品製造等事業者に対する財政上の措置その他の措置に関する基本的な事項
- 四 装備品等の安定的な製造等の確保に資する装備移転が適切な管理の下で円滑に行われるための措置に関する基本的な事項
- 五 第十五条第一項に規定する装備移転支援業務及び第十八条第一項に規定する基金に関して第十五条第一項の指定装備移転支援法人が果たすべき役割に関する基本的な事項
- 六 第二十七条第一項に規定する装備品等契約における秘密の保全措置に関する基本的な事項
- 七 防衛大臣による第二十九条に規定する指定装備品製造施設等の取得及びその管理の委託に関する基本的な事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関し必要な事項

3 防衛大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- ① 防衛事業からの撤退を防ぎ、将来の事業見通しを確保できるような仕組み。
 - ② 国が前面に立って装備移転を抜本拡大、強固な生産基盤を構築。
 - ③ 幅広い官民の連携により、先端的なデュアルユース技術開発を推進し、不可欠性を確保し、防衛力強化につながる官民連携の強化。
- これらにより、防衛産業基盤の強化に繋げる。

<防衛事業の売上割合、他部門と比べた利益率は低く、撤退が相次ぐ>

【撤退・統合事例】

三井E&S造船 艦船・官公庁船
(2021年撤退)



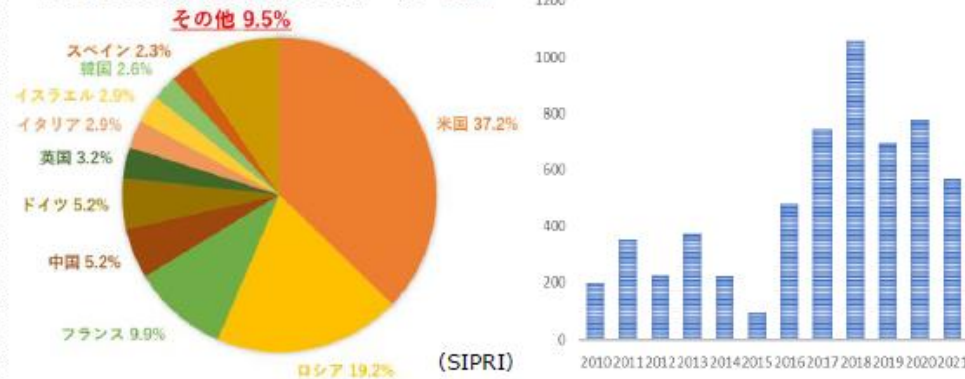
(自衛隊ホームページ)

小松製作所 軽装甲機動車
(2019年撤退)



<世界の防衛装備輸出に占める日本の割合は僅少>

日本の防衛装備輸出額（2016-2021累計）は0.01%以下（54位）
（百万USD） 韓国の防衛装備輸出の推移



<デュアルユース技術の事例①：高耐熱セラミック複合材>

民生：民間航空機用
低燃費エンジン

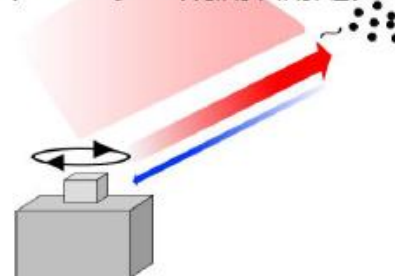


防衛：戦闘機用
高出力エンジン

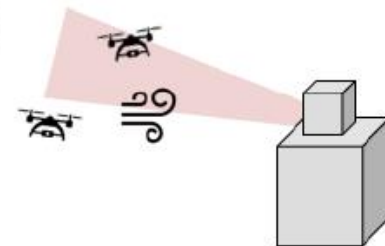


<デュアルユース技術の事例②：小型レーダー>

民生：風況観測（レーザーで空気中の“ちり”を観測、測定）



防衛：不審ドローン検知



西村経済産業大臣ご発言

（「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第2回）
議事録」（2022.10.20）より）

- 厳格な輸出管理の下で、他の主要国と同様、国、制服組が前に立った形での装備移転、輸出の抜本的拡大

現実や現場との乖離

- ▶ 防衛装備移転三原則策定後、運用指針は改正せず
 - ▶ 「安全保障上の意義」を検討する前に「三原則上読めない」として門前払い
 - ▶ ウクライナの事例
- ▶ CISTECは、2度にわたり三原則や運用指針を始めとする外為法体系に関する要望書を提出したが、ヒアリングはあったものの、その後動きなし

忘れられがちな側面 – 日本の防衛も阻害

- ▶ 自衛隊の装備品の開発や製造に伴う輸出入
 - ▶ 典型的にはライセンス国産品で生じる不具合情報のやり取り
- ▶ 在日米軍の修理業務
- ▶ 許可が出ればいいわけではない
 - ▶ 速やかに許可が出ないため日本の防衛を阻害

ウクライナの教訓

▶ ストルテンベルクNATO事務総長

- ▶ It is clear that we are in a race of logistics.
- ▶ Key capabilities like ammunition, fuel, and spare parts must reach Ukraine before Russia can seize the initiative on the battlefield.
- ▶ The faster we can deliver weapons, ammunition, spare parts, fuel to the Ukrainian front the more lives we save, and the better we support efforts to find a peaceful, negotiated solution to this conflict.

▶ ゼレンスキー大統領の言葉（と伝えられるもの）

- ▶ freedom and security go together（出典：Rankin, Jennifer, “‘Russia wins by losing’: Timothy Snyder on raising funds for Ukrainian drone defence”, The Guardian, November 29, 2022）

▶ 松本好一郎内閣副広報官

- ▶ “the risk of inaction is far greater than the risk of action.”（出典：“More Assertive Japan Stands Up to Russia Over Ukraine”, VOA, March 18, 2022）